

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和3年12月定例会

<p>議案の 件名</p>	<p>議案第57号 交野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の 一部を改正する条例について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）</p>																
<p>〈政策等の概要〉 都市計画事業として本市が実施する公共下水道に係る事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条の規定に基づき、受益者負担金の徴収について、必要な事項を定めるもの。</p>		<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉 全国で受益者負担に関する条例を制定している団体で、公告の時期を年度当初に限定している団体は半数以下となっている。</p> <p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">総事業費</th> <th style="width: 16.6%;">国庫支出金</th> <th style="width: 16.6%;">府支出金</th> <th style="width: 16.6%;">市債</th> <th style="width: 16.6%;">その他</th> <th style="width: 16.6%;">一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源								
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源														
<p>〈政策等を必要とする背景〉 大規模な災害の発生時や広範囲にわたる感染症の流行などにより年度当初に受益者負担金の賦課対象区域の公告が出来ない場合に、年度途中であっても対応出来るよう条例の一部改正を行う。</p>		<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉 滞ることなく事業を効率的に進められようになり、もって早期の下水道整備の普及を図る。</p>																	
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>		<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道整備を行い快適な暮らしを実現し、良好な管渠王を創造する。(No.47、No.48) ・安全で安心な生活環境を保つため、適切な施設管理を行う。(No.64) </td> </tr> </table> <p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">計画名称</th> <th style="width: 40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <th>策定年度</th> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <th>計画期間</th> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				<p>“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道整備を行い快適な暮らしを実現し、良好な管渠王を創造する。(No.47、No.48) ・安全で安心な生活環境を保つため、適切な施設管理を行う。(No.64) 	計画名称				策定年度				計画期間			
<p>“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道整備を行い快適な暮らしを実現し、良好な管渠王を創造する。(No.47、No.48) ・安全で安心な生活環境を保つため、適切な施設管理を行う。(No.64) 																		
計画名称																			
策定年度																			
計画期間																			
<p>〈市民参加の状況〉 有 ・ 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>																			
		<p>〈政策等の実施時期〉 令和4年1月1日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">担当部局</th> <th style="width: 33%;">担当課</th> <th style="width: 34%;">添付資料（有の場合は、その名称）</th> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>下水道課</td> <td>有 ・ 無（新旧対照表等）</td> </tr> </table>				担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	都市整備部	下水道課	有 ・ 無（新旧対照表等）								
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）																	
都市整備部	下水道課	有 ・ 無（新旧対照表等）																	

交野市都市計画下水道事業受益者負担に関する
条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

大規模な災害の発生時や広範囲にわたる感染症の流行などにより年度当初に受益者負担金の賦課対象区域の公告が出来ない場合に、年度途中であっても対応出来るよう、条例の一部改正を行う。

2. 条例改正の内容

第 4 条にただし書として、「ただし、災害その他やむを得ない理由により、年度当初に公告できない場合は、この限りでない。」を加える。

3. 施行日

令和 4 年 1 月 1 日

交野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成30年条例第27号）新旧対照表

新	旧
<p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第4条 市長は、毎年度の当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。<u>ただし、災害その他やむを得ない理由により、年度当初に公告できない場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第4条 市長は、毎年度の当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。_____</p>